

令和 8 年度第 1 回（通算第 3 2 回）

太宰府市景観・市民遺産審議会

日時：令和 8 年 7 月 3 日（金） 1 4 時 0 0 分～

場所：太宰府市役所 4 階 大会議室

開 会

1 挨拶

2 報告事項

(1) 令和 7 年度景観計画の届出状況について【資料 1】

(2) 令和 7 年度屋外広告物等に関する制度の申請状況について【資料 2】

(3) 景観啓発事業について【資料 3】

3 説明事項

(1) 第 9 回だざいふ景観賞について【別紙】

■ 配布資料一覽

[illegible]

太宰府市景観・市民遺産審議会委員名簿

(任期：令和7年4月1日～
令和9年3月31日)
令和8年7月1日

No	区分	氏名	所属等
1	関係団体等を 代表する者	小野 隆弘	太宰府観光協会推薦
2		松大路 信潔	太宰府天満宮推薦 太宰府天満宮 権禰宜
3		林 耐	太宰府市商工会推薦 株式会社メイショウ
4	関係機関等を 代表する者	杉原 敏之	福岡県教育庁文化財保護課 参事兼課長技術補佐 《文化財》
5		河野 寿浩	福岡県建築都市部都市計画課 都市政策係長 《都市計画、景観》
6	識見を有する者	浅野 直人	福岡大学名誉教授 《環境法・環境政策》
7		大森 洋子	久留米工業大学建築・設備工学科 名誉教授・客員教授 《都市景観、建築、歴史的まちなみ》
8		須田 隆一	元福岡県保健環境研究所 環境科学部環境生物課長 《植物、生態・環境》
9		松山 祐子	1級カラーコーディネーター 博士 《景観、色彩環境》
10		吉田 扶希子	西南学院大学 非常勤講師 《民俗芸能史》
11	市民代表	木村 隆志	市民公募
12		西川 陽子	市民公募
13	その他 市長の認める者	池田 昌太	太宰府市総合戦略推進委員会（まちづくりビジョン会議）元委員

[事務局] 都市整備部都市計画課

No	氏名	職名	備考
1	伊藤 健一	都市整備部 部長	
2	古賀 千年志	都市計画課 課長	
3	宮崎 亮一	都市計画課 景観・歴史のまち推進係 係長	
4	関口 稜	都市計画課 景観・歴史のまち推進係 主任主事	R8年4月1日～6月30日
5	田中 利奈	都市計画課 景観・歴史のまち推進係 主任主事	R8年7月1日～

[事務局] 教育部文化財課

No	氏名	職名	備考
1	添田 邦彦	教育部 部長	
2	井上 信正	文化財課 課長	
3	沖田 正大	文化財課 保護活用係 係長	
4	高橋 学	文化財課 調査係 係長	

[事務局] 市民生活部環境課

No	氏名	職名	備考
1	平嶋 香代子	環境課 課長	環境基本計画担当課長

○太宰府市景観・市民遺産審議会規則

平成22年10月1日

規則第36号

改正 平成24年3月22日規則第15号

平成25年3月28日規則第14号

平成26年3月31日規則第14号

平成29年3月31日規則第20号

平成29年6月23日規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和60年条例第17号)の規定に基づき、太宰府市景観・市民遺産審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、良好な景観の形成及び太宰府市民遺産の育成の推進に関する事項を調査審議すること。
- (2) その他太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例(平成22年条例第32号)によりその権限に属するものと定められた事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体等を代表する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 市民を代表する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、会長が会議を開催する暇がなく、かつ、議案の可否の判断を要すると認める場合は、書面ないしは電子文書にて議案を委員へ送付し、意見を求め、当該議案の可否を決することができる。なお、当該議案の可否の結果については、直近の審議会において報告するものとする。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(平29規則35・一部改正)

(専門部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、審議会から付議された事項を調査審議する。

3 専門部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(平24規則15・平25規則14・平26規則14・平29規則20・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第15号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第14号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第14号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第20号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

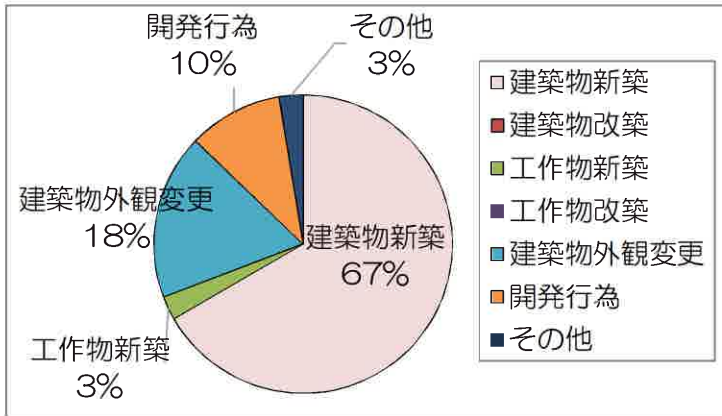
附 則(平成29年規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

令和7年度 景観計画の行為届出状況について

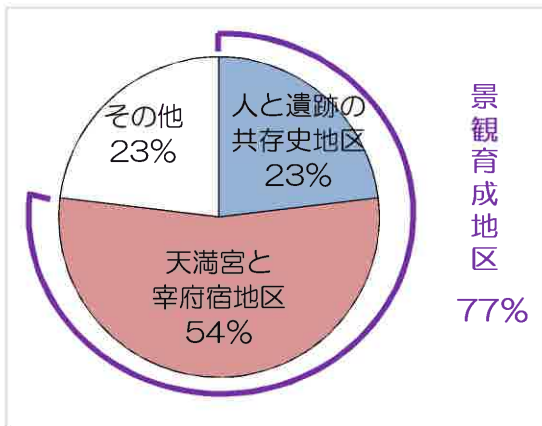
景観に係る行為の総数: 46件【行為届出41件(内:新規39件、変更2件)、通知5件】

1.令和7年度における新規届出の内容割合



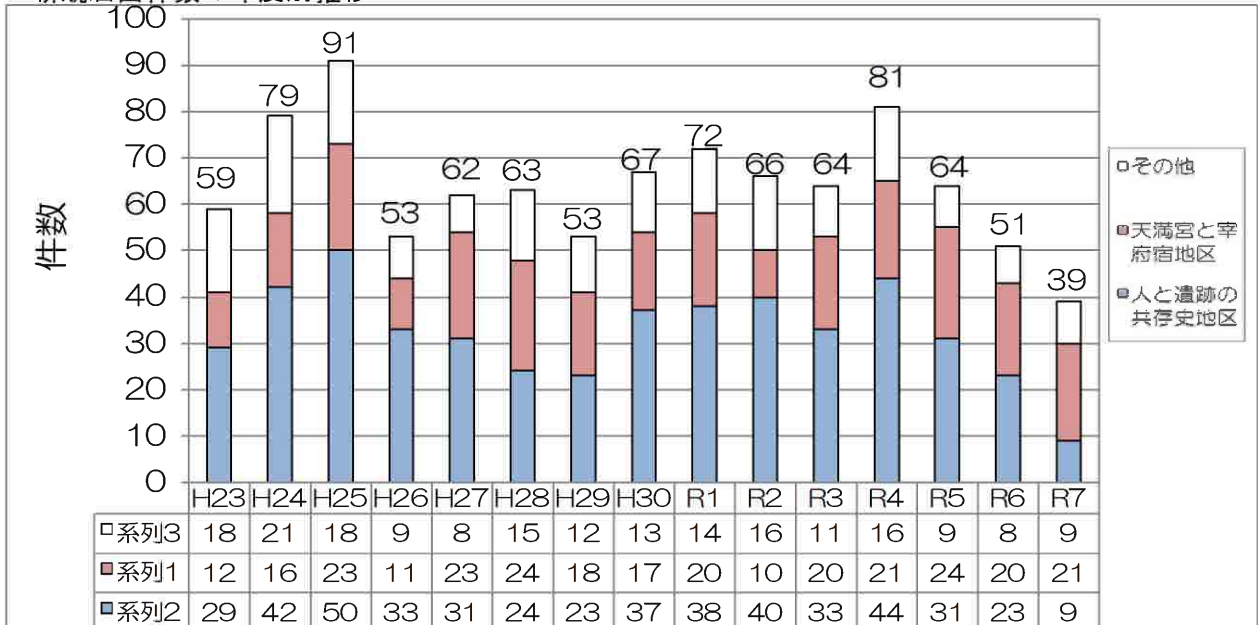
届出内容	件数	
	R7	R6
建築物新築	26	38
建築物改築	0	0
工作物新築	1	1
工作物改築	0	0
建築物外観変更	7	4
開発行為	4	4
その他	1	4
合計	39	51

2.令和7年度における景観地区別の届出の割合



届出地区 (景観地区別)		件数	
		R7	R6
育成地区	人と遺跡の共存史	9	23
	天満宮と宰府宿	21	20
	その他	9	8
合計		39	51

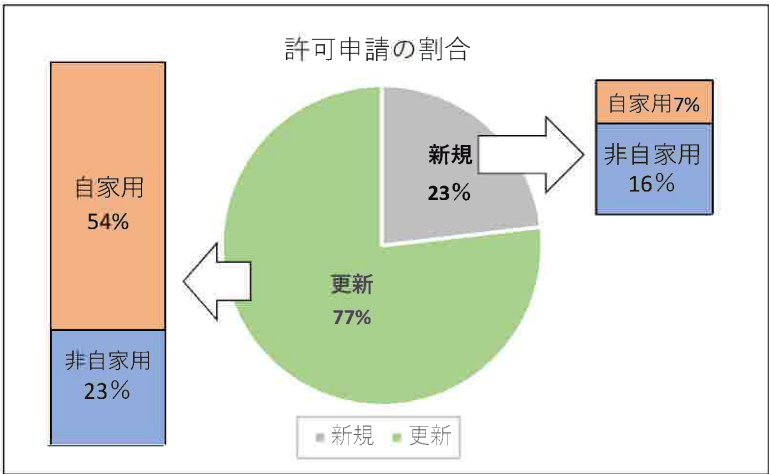
3.新規届出件数の年度別推移



令和7年度 屋外広告物等に関する制度の申請状況について

申請件数：108件【新規25件、更新81件、変更2件】

1.令和7年度の許可申請内訳(%)



新規・更新区分(件数)※変更除く

項目	申請件数
新規	25
更新	83
合計	108

新規小分類(件数)

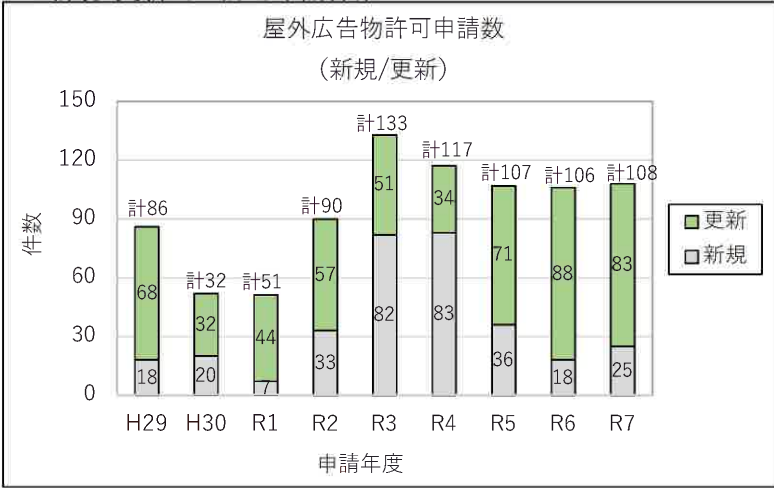
項目	申請件数
自家用	8
非自家用	17

更新小分類(件数)

項目	申請件数
自家用	58
非自家用	25

2.屋外広告物許可申請の年次経過(件数)※変更除く

1)新規・更新別の許可申請件数

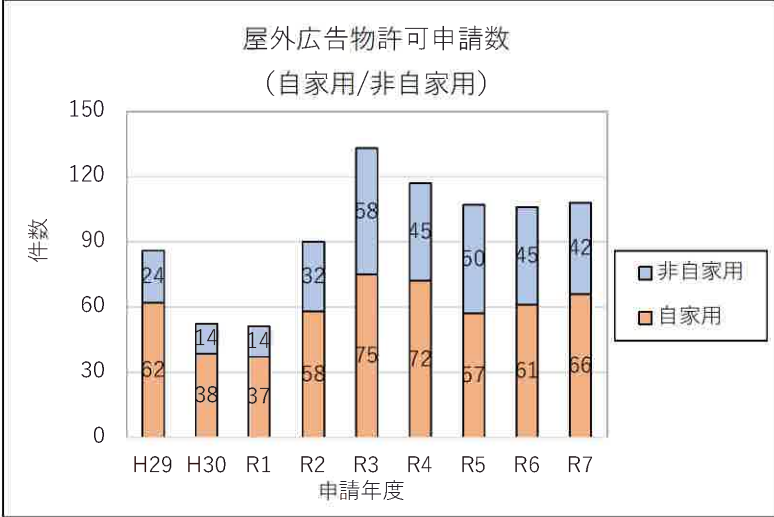


年次別許可申請件数※変更除く

項目 年度	新規		更新		合計
	自	非自	自	非自	
H29	14	4	48	20	86
H30	16	4	22	10	52
R1	3	4	34	10	51
R2	20	13	38	19	90
R3	39	43	36	15	133
R4	45	38	27	7	117
R5	13	23	44	27	107
R6	12	6	49	39	106
R7	8	17	58	25	108

※本市の屋外広告物等における最大許可期間は3年(簡易な広告物を除く)

2)自家用・非自家用別の許可申請件数



◎令和8年度の普及啓発活動について

●景観パネル展

身近にある本市の良好な景観を周知し、市内の景観への関心を高めることを目的とする。また、景観に関する街づくりを紹介し、本市の制度の普及啓発を図る。

<第1回景観パネル展>

第9回だざいふ景観賞含めた過去受賞作品の展示

① 太宰府市役所市民ギャラリー

令和8年5月11日～令和8年5月22日



② 太宰府市文化ふれあい館

令和8年5月26日～令和8年6月5日



第9回 だざいふ 景観賞

人気投票

7/10(金) ~ 8/28(金)

だざいふ景観賞と人気投票の目的

本市は、「百年後も「古郡太宰府」の風景が映えるまち」をキーワードに、景観と歴史のまちづくりを進めています。

『だざいふ景観賞』とは、市内で太宰府を一般の方にご応募いただき、将来に伝える取り組みです。

人気投票は、だざいふ景観賞にてご応募いただいた多様な作品を、市民の皆さんに見てもらい、太宰府らしい景観について考えるきっかけにしてみようために開催しています。

優秀作品は、市民の皆さんに広く紹介し、所有者や設計者の皆さんを表彰します。

人気投票の方法

1. 応募作品の中から、「太宰府の景観をつくっているすてきな作品だな」と思うものを3つ選んでください。



2. 投票用紙に選んだ3作品の番号を書いてください。
(なにかご意見があればそれも書いてください！)



3. 投票箱に入れてください！

★投票結果やご意見は、審査の参考とさせていただきます。

<お問い合わせ>

太宰府市都市整備部都市計画課

景観・歴史のまち推進係

TEL：092-921-2121（内線436）

選考対象作品

1

御笠川の流れ並木

【場所：観世音寺 1・2丁目】

御笠川沿いに並み誇る約1.6kmのソメイヨシノの並木です。



2

天神の杜のクスノキ

【場所：幸府 4丁目】

50本を超える大木の幹が境内を覆い、天神の杜をつくりだしています。



5

西日本シティ銀行太宰府支店のおもてなしアート

【場所：幸府 3丁目】

高校生が描いた太宰府らしいユニークな絵画が、太宰所駅に飾り立つ観光景観を起します。



9

岩路川（岩淵川）

【場所：幸府 3丁目】

川底に隠れた橋や湧き出る水の中まで、半世紀前から近代まで太宰府の景勝地として知られていました。



13

筑紫保育園

【場所：大字吉松】

御笠川沿いにあり、グリーンカーテンなどの緑の取り囲みにより、自然の移ろいを身近に感じられる環境を築いています。



3

榎社

【場所：朱雀 6丁目】

舊府通の生まいがあった草創跡にあり、太宰府天満宮と対照的な静かで落ち着いた神社です。



7

戒壇院の菩提樹とお庭

【場所：観世音寺 5丁目】

伝説ある戒壇院の建物の取りにある庭園と菩提樹の古木は静かな空間を作り出しています。



11

小野家住宅（旧川口屋）

【場所：幸府 3丁目】

天満宮参道に大正14年に建造された入母屋造のどっしりとした建物は、大正期の太宰府を代表する町屋建築です。



10

「梅園」の大きな看板

【場所：幸府 2丁目】

重要文化財の看板の裏による看板は、約60年ほどの大きなもので、市内唯一の歴史的な看板として指定されています。



4

陣ノ尾1号墳

【場所：国分 1丁目】

太宰府市内で数少ない土構。小学校の通学路の横にこんなもりである光景は太宰府らしい。



8

太宰府水から川る会

【活動場所：観世音寺 1丁目・五条 1丁目ほか】

春と秋に御笠川を定例清掃している団体で、河川や生物などの環境保全だけでなく、流域保全に大きく寄与しています。



12

日本経済大学のTG Rose Garden

【場所：五条 3丁目】

イギリスのガーデナーたちを招いて造園された英国式庭園で、5月には約3000本の様々な花々が咲き誇ります。



※だざいふ景観賞は写真の表彰ではなく、建物等に対する表彰制度です。
※ご応募いただいた作品について、既受賞物件や所有者の同意を得られなかったものの、一過性のもの等については選考対象外となっています。
あらかじめご了承ください。